

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年6月3日 02時40分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港南方沖 飾磨西防波堤東灯台から真方位243°950m付近 (概位 北緯34°45.5′ 東経134°38.4′)
事故の概要	貨物船裕福は、錨泊中、また、貨物船第八利栄丸は、東北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年6月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 裕福、236トン 141374、望月海運株式会社 B 貨物船 第八利栄丸、199トン 141301、平本海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、六級（航海） 機関長B、五級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	A 左舷ハウス付近のブルワーク、ハッチコーミング等に破損 B 左舷船首部のブルワークに破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、姫路港飾磨区の航路入口西方の錨地で錨を入れ、船長Aが、停泊灯及び作業灯を点灯して船橋を離れ、操舵室を無人として自室で休息中、衝撃を感じてB船との衝突に気付いた。 B 船は、姫路市家島町上シズモブイの北方約0.5海里で針路を060°（真方位、以下同じ。）から065°に変えた後、約9.2ノットの対地速力で航行した。 船橋当直についていた機関長Bは、自動操舵装置の前に置かれた椅子に腰を掛けて単独で見張りをしていたところ、急に眠気を覚えて居眠りに陥った。 船長Bは、自室で休んでいたところ、B船が大きく動揺したの直ぐに昇橋し、B船がA船と衝突したことを知った。 機関長Bは、衝突するまで目が覚めず、A船に接近していることに気付かなかった。 B船は、居眠り防止装置を設置していたが、本事故当時、作動しなかった。

	<p>船長Bは、本事故後、関係機関と居眠り防止装置を点検した際、電源ヒューズが接触不良であることを知った。</p> <p>B船は、昼間に荷役を行い、夜間に航海することが多かった。</p>
分析	<p>B船は、姫路港南方沖を東北東進中、単独で船橋当直中の機関長Bが居眠りに陥ったことから、船長Bに報告することができずに変針予定場所を通過し、錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、B船が姫路港南方沖を東北東進中、単独で船橋当直中の機関長Bが居眠りに陥ったため、船長Bに報告することができずに変針予定場所を通過し、錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居眠り防止装置の点検を定期的に行うこと。